

別添

業 務 仕 様 書

1 適用範囲

この仕様書は、三重県警察学校及び三重県警察機動隊にある燃料地下タンク貯蔵所等の定期点検について適用する。

2 業務名

三重県警察学校及び三重県警察機動隊燃料地下タンク貯蔵所等定期点検業務

3 履行期間

契約締結日から令和7年10月31日まで

4 履行場所

- (1) 三重県津市高茶屋四丁目2750-1 三重県警察学校
- (2) 三重県津市高茶屋四丁目2746-1 三重県警察機動隊

5 対象施設

- (1) 三重県警察学校

地下タンク貯蔵所

容量 3,000ℓ（軽油）

- (2) 三重県警察機動隊

給油取扱所

容量 20,000ℓ（ガソリン8,000ℓ、軽油12,000ℓ）

燃料地下タンク貯蔵所

容量 3,000ℓ（軽油）

6 点検方法

- (1) 消防法第14条の3の2の規定に基づく点検を行う。
- (2) 点検箇所は、地下タンク本体及び地下埋設配管とする。
- (3) 点検は、危険物の規制に関する規則第62条の6に定める者が行うこと。

7 点検内容

点検内容は、製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について（平成3年5月29日付け消防危第48号消防庁危険物規制課長通知）によること。

※マンホール内及び漏えい検査用点検口内の滞水の除去を含む。

8 業務報告及び検査

業務終了後、完了届、業務実施写真、点検記録表及び点検結果報告書を各2部提出し、委託者の検査を受けるものとする。

9 代金の請求及び支払い

- (1) 受託者は、検査終了後、適法な請求書の提出により代金の請求をするものとする。

- (2) 委託者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該代金を支払うものとする。

10 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、事前に実施日、点検者等について協議・調整すること。
- (2) 業務中は火気厳禁とし、事故のないように十分注意すること。
- (3) 業務に使用する消耗品、計測器等に係る経費は、受託者の負担とする。
- (4) 軽微な部品交換等は業務に含むものとする。
- (5) 既設建物及び工作物の養生に十分留意し、破損した場合は受託者の負担において元どおりに補修すること。
- (6) 点検の結果、設備の補修及び改修を要する事項がある場合は、その方法等について指導、助言を行うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議の上、決定するものとする。